

組合青年部研修会開催事業

○事業の概要

1. 補助対象青年部

- ・青年中央会の会員であること。
- ・青年中央会の会費の滞納が無いこと。
- ・実施報告書の作成ができること。

2. 補助対象事業

- ・組合青年部において対応を迫られている問題・課題等について、外部専門家(講師)を招いて研修会等を開催する事業。

※視察研修等の旅費は補助対象外です。

※通常総会と併せて開催される研修会も対象となります。

→但し、「会場借料」を補助対象とするには、総会との明確な区分が必要。

3. 補助対象経費

- ・講師謝金 ・講師旅費 ・会場借料 ・借損料 他

4. 補助金額

- ・総事業費の 2/3 以内で20万円を上限とします。

5. 予算及び採択件数

- ・@20万円 × 5青年部 = 100万円

※中央会(親会)の事業予算となりますので、年度途中であっても予算に到達次第締め切ります。(5青年部未満となる可能性あり)

○事業実施の流れ

1. 募集期間

- ・随時。(但し、予算に達した時点で締め切ります。)

2. 事業利用の流れ

- | | |
|----------|---|
| ①研修計画の作成 | 実施計画書(裏面)を作成 → 中央会へ FAX(0952-29-6580) |
| ②事前打ち合わせ | 中央会より詳細確認と事前打ち合わせをさせていただきます。
(講師への支払い方法、旅費計算、会場予約 等) |
| ③研修会の実施 | 原則として、研修会当日は中央会も参加させていただきます。 |
| ④報告書の提出 | 当日の参加者名簿、配布資料、写真 等をご提出ください。 |
| ⑤事業費の支出 | 補助対象経費の全額を中央会が相手先に支払います。 |
| ⑥負担金の納付 | 中央会より補助対象経費の 1/3 を自己負担金として青年部宛てに請求書を発行しますのでご納入下さい。 |

3. 留意事項

- ・本事業は、費用の全額を中央会が支払い、事業終了後に自己負担金を青年部へ請求します。
※青年部が直接支出した経費は補助対象となりません。